

浜長保険センター安全だより

令和6年3月19日

浜長保険センター 第88号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



3月の旧暦は弥生(やよい)、草木がますます生い茂るという意味だそうです。3月は卒業式、転勤、引っ越しなど1年の中でも環境の変化が大きい時期です。3月20日(春分の日)は彼岸の中日、3月30日(土)は姫路城三の丸広場で観桜会が開かれる予定です。体調を崩しやすい季節柄、お身体をいたわって、健やかな毎日を送られますことを心よりお祈り申し上げます。



今年3月6日(水) 「**自転車に反則金、閣議決定 ～ ながら運転、酒気帯び運転罰則 ～**」の見出しで、新聞に道交法改正(案)のポイントが示されました。

閣議決定とは、内閣の会議で決定した法律案です。この改正法案は、国会に提出され、国会の議決によって成立します。法律が成立しても、適用されるのは、示された施行日、以後になります。社会情勢の変化と共に交通ルール等も毎年のように改正されています。TV、新聞等で報道された内容は、各自アップデートしましょう。

青切符・反則金、赤切符

1 改正法案が今国会に提出し、成立すれば、青切符制度は、公布の日から2年以内に施行、次の違反は6か月以内に施行予定です。

- (1) 自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)
- (2) 自転車の酒気帯び運転

2 青切符対象違反～信号無視、指定場所一時不停止など約112の違反行為

3 反則金の額～原動機付き自転車並みの方針 5千円～1万2千円の見込み

4 赤切符対象違反～酒酔い運転など 20 数種類で悪質・危険な主な違反は、次のとおり

- (1) 酒酔い運転 ～ 5年以下の懲役または百万円以下の罰金
- (2) 酒気帯び運転 ～ 3年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
- (3) ながら運転により、実際に交通の危険を生じさせた場合～1年以下の懲役または 30 万円以下の罰金



【 道交法改正(案)のポイント 】

1 16歳以上の自転車の交通違反に「交通反則切符(青切符)制度が導入されます。

2 自転車走行中の携帯電話使用(ながら運転)に罰則が科されます。

現在、「自転車のながら運転」は、兵庫県道路交通法施行細則第9条(運転者の遵守事項)第1号に「携帯電話を使用しないこと」と定められています。「ながら運転」の細則違反は、5万円以下の罰金

改正案は、「自転車のながら運転」が前記の細則から道路交通法に規定されることになります。

3 自転車の酒気帯び運転に罰則

現在、自転車などの軽車両も酒気帯び運転は禁止されています。自転車の酒酔い運転に罰則規定がありますが、酒気帯び運転に罰則規定はありません。改正案は自転車の酒気帯び運転も罰則が適用されることになります。

4 車で自転車の右側を通過する場合、十分な間隔(1～1.5m)がなければ、間隔に応じた安全な速度で走行すること。また自転車は可能な限り道路左側での走行を求め、それぞれの違反に罰則が科されることになります。

5 ペダル付き原動機付き自転車(モベツ)をペダルだけで走行しても、原付きの運転に該当することになります。

6 車の普通仮免許取得の年齢要件を18歳から17歳6か月に引き下げ、1～3月の早生まれの高校3年生が卒業までに普通免許を取れるようになります。

モベツ



以上、改正案のうち、主な項目の概要を掲げています。今後、国会の審議によって改正案が成立した場合、新聞やTV等により報道されますので、その内容を注目・チェックしましょう。

